

第16日

平成30年6月27日（水）

午前10時零分開議

○議長（中島秀樹君） 皆様、おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は17名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

総務文教常任委員長報告に入ります前に、19日の稲富一實議員の議案質疑に対する答弁について、執行部から訂正の申し出がありましたので、発言を許可いたします。教育課長。

○教育課長（池田篤二君） 19日の第54号議案の質疑で、稲富議員から出された10款1項3目19節幼稚園費の特定財源の内容の質問に対し、「まちづくり交付金」と答弁申し上げましたが、正しくは「まちづくり振興基金繰入金」でした。訂正しておわび申し上げます。

○議長（中島秀樹君） ただいまの執行部からの発言のとおり訂正することについては、議長において許可をいたします。

委員会付託中の議案等について、別紙配付のとおり審査結果報告書が提出されました。よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、総務文教常任委員会に付託していた第56号議案ほか2件を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 半田雄三君登壇）

○総務文教常任委員長（半田雄三君） ただいま議題となりました第56号議案ほか2件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

まず、第56号議案朝倉市災害派遣手当等の支給に関する条例及び朝倉市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、旅館業法の一部が改正され、ホテル営業、旅館営業の営業種別が統合されたことに伴い、朝倉市災害派遣手当等の支給に関する条例及び朝倉市特別用途地区建築条例が旅館業法を引用する規定を整理するものです。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第61号議案財産の取得についてです。

本件は、平成24年度に導入している情報系仮想化基盤を更新するため、富士通株式会社九州支社から購入しようとするものです。

執行部によると、更新はシステムを可能な限り停止させることなく、かつ安全に移行させるために、市のシステム等ネットワークを熟知している必要があり、市の情報系システム、光ネットワーク及び基幹系システム、それぞれの支援業者3社を指名して入札を行っ

たとのことです。

また、仮想化基盤は容量の大きいサーバ内で複数のシステムのサーバを動作させるものですが、障害発生時にシステムが停止することのないよう、仮想化基盤3台を計画しており、本来は36のサーバが必要となるシステムを3つのサーバで運用できるというメリットがあるとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第62号議案です。福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更についてです。

本件は、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合の構成団体である筑紫郡那珂川町が平成30年10月1日から那珂川市となることに伴い、構成市に那珂川市を加えるなど規約の一部を変更するものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論であります。何とぞ本会議におかれましても本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（中島秀樹君） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 半田雄三君降壇）

○議長（中島秀樹君） それでは、第56号議案朝倉市災害派遣手当等の支給に関する条例及び朝倉市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第56号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第61号議案財産の取得についてを議題とし、討論を行います。御意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、第61号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第62号議案福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合理約の変更についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、第62号議案は原案のとおり可決されました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた第51号議案ほか6件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

(環境民生常任委員長 小島清人君登壇)

○環境民生常任委員長(小島清人君) ただいま議題となりました第51号議案ほか6件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

まず、第51号議案専決処分について、朝倉市税条例等の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律等が平成30年3月31日に公布され、平成30年4月1日から施行されることに伴い、朝倉市税条例等の一部を改正するものです。

執行部の説明によりますと、今回の改正は、まず個人市民税について働き方の多様化を踏まえ、さまざまな形で働く人を応援する観点から、給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げ、どのような所得にも適用される基礎控除を10万円引き上げるものです。

次に、基礎控除の見直しについて、高所得者にまで税負担の軽減効果を及ぼす必要性についての指摘がなされてきたことを踏まえ、合計所得金額が2,400万円を超えたところから控除額が低減を始め、2,500万円を超えたところで控除額が消失する仕組みとします。

以上が主な項目で、平成33年1月1日から施行されます。

次に、固定資産税の改正について、1点目に、宅地等及び農地の負担調整措置について、平成30年度から平成32年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みを継続するもので、平成30年4月1日からの施行です。

2点目に、地域の中小企業による設備投資の促進に向けて、生産性向上特別措置法の規定により、市町村が主体的に作成した計画に基づき、平成33年3月31日までに行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税を最初の3年間ゼロとする特例措置を創設するもので、生産性向上特別措置法施行の日から施行されます。

次に、市たばこ税の改正については、1点目に、たばこ税の税率を平成30年10月1日、平成32年10月1日、平成33年10月1日の3回に分け、国と合わせて1本当たり1円ずつ引き上げるものです。

2点目に、近年急速に市場が拡大している加熱式たばこについて新たに課税区分を設け、その課税標準については重量等価格によって換算した紙巻きたばこの本数それぞれの合計とします。

この課税方式の見直しについては、平成30年10月1日から実施し、5年間をかけて段階的に移行するものです。

本委員会としましては、本件は法令の改正に伴うものであり、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、第52号議案専決処分について、朝倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、地方税法施行令等の一部を改正する政令等が、平成30年3月31日に公布され、平成30年4月1日から施行されることに伴い、朝倉市国民健康保険条例の一部を改正するものです。

執行部の説明によりますと、主な改正内容は、1点目に、平成30年4月からの国民健康保険の県単位化に伴い、国民健康保険事業給付金という新たな仕組みに必要な条例の改正を行うものです。

2点目に、国民健康保険税の課税限度額の改正です。これは、国民健康保険税の基礎課税額を現行の54万円から4万円引き上げ、58万円とするものです。また、低所得世帯に対する国民健康保険税の軽減判定の基準となる所得を引き上げようとするものです。

本委員会としましては、本件は法令の改正に伴うものであり、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、第53号議案専決処分について、平成30年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてです。

平成29年度の国民健康保険特別会計の額の確定見込みに伴い、事業勘定において、平成29年度の歳入が不足し、この不足額を補てんするため、平成30年度予算において2億8,700万円を繰り上げ充用する予算の補正を行うものです。

執行部の説明によりますと、平成29年度は平成28年度と比べ、歳入では、国民健康保険税の額が九州北部豪雨による減免の影響で大幅な減となりました。

歳出については、1人当たり医療費が国保加入者の減少に見合うほど下がっていないと

のことです。また、平成27年度以降の決算状況を見ますと、単年度黒字になってきたことによる繰り上げ充用額の減少が見られます。

この要因として、平成26年度、平成27年度に行った赤字補てんのための一般会計からの法定外繰り入れ、あわせて平成27年度に行った税率の引き上げや国保改革に伴う国の公費の拡充、滞納整理の強化などが上げられるとのことでした。

審査に当たりましては、医療費上昇に対する歯どめとして行っている取り組み、また関係各課との連携の状況を確認しました。

執行部からは、総医療費に占める入院医療費の割合が大きいことを踏まえた重症化を予防のための取り組みとして、健康課と連携した出前講座の実施、滞納整理の強化など、保険者としての経営努力を行っていること、また、そうした各種取り組みに対し交付される交付金を獲得していることの説明がありました。今後も関係課と連携した赤字解消の取り組みを継続していくとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、第57号議案朝倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行により、教員免許を取得したことのある者であれば、更新講習を受講していない場合や免許状の有効期間を経過している場合でも、放課後児童支援員の基礎資格を有することを明確にする者、また5年以上前から学童保育に従事していた者で高等学校を卒業していない者でも、経験豊富で評価の高い者については、放課後児童支援員になることができるよう基礎資格を拡大するもので、条例の公布の日から施行するものです。

さらに学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されることに伴い、放課後児童支援員の基礎資格について、専門職、大学を追加する規定の整理を行い、平成31年4月1日から施行するものです。

本委員会としましては、国の基準に準じた規定の整理であることから、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第58号議案朝倉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、介護保険法施行令等の一部を改正する政令により、介護保険料の算定に用いる特別控除額の引用規定が改正されたことに伴い規定の整理を行うものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第59号議案朝倉市地域包括支援センターの職員等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の施行により、主任介護支援専門員の定義について省令の定義を引用する規定を整理するため、この条例を制定しようとするものです。

本委員会としましては、法令の改正に伴うものであり、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第63号議案福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてです。

本件は、那珂川町が那珂川市になることに伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要があるため、当該規約の一部変更に関し、関係市町村と協議することについて、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求められているものです。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論です。何とぞ本会議におかれましても本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（中島秀樹君） 以上で、環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 小島清人君降壇）

○議長（中島秀樹君） 暫時休憩いたします。

午前10時21分休憩

午前10時23分再開

○議長（中島秀樹君） 会議を再開いたします。

環境民生常任委員長。

○環境民生常任委員長（小島清人君） ただいま環境民生常任委員会報告をいたしました中で、一部訂正をさせていただきたいと思えます。

報告の中で第52号議案専決処分について、説明報告では、「朝倉市国民健康保険条例の一部」と申し上げましたが、「朝倉市国民健康保険税」ということで訂正を1点お願い申し上げます。

2点目につきましては、平成30年4月からの国民健康保険の県単位化に伴い、「国民健康保険事業納付金」というふうに報告いたしましたが、「国民健康保険事業給付金」と給付でありますので、訂正をお願い申し上げます。以上でございます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（中島秀樹君） それでは、第51号議案専決処分について、朝倉市税条例等の一部

を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は承認であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、第51号議案は原案のとおり承認されました。

次に、第52号議案専決処分について、朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は承認であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、第52号議案は原案のとおり承認されました。

次に、第53号議案専決処分について、平成30年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は承認であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、53号議案は原案のとおり承認されました。

次に、第57号議案朝倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、第57号議案は原案のとおり可決

されました。

次に、第58号議案朝倉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第58号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第59号議案朝倉市地域包括支援センターの職員等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第59号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第63号議案福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第63号議案は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた第55号議案ほか1件を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

（建設経済常任委員長 鹿毛哲也君登壇）

○建設経済常任委員長（鹿毛哲也君） ただいま議題となりました第55号議案ほか1件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告いたします。

まず、第55号議案平成30年度朝倉市下水道事業会計補正予算（第1号）についてです。

収益的支出については、雨水整備のための土地評価鑑定として70万円、下水道整備台帳の構築として341万8,000円をそれぞれ増額補正を行い、財源として、一般会計より同額を繰り入れるものです。

資本的支出については、雨水整備費等として2,600万円増額補正を行い、財源として、企業債を1,550万円に増額し、一般会計から1,050万円繰り入れるものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第60号議案工事委託に関する協定の締結についてです。

これは、災害公営住宅等の建設工事を施行するに当たり、福岡県と協定を締結するものです。

執行部によりますと、災害公営住宅等の概要については、杷木地域に杷木団地、甘木地域に頓田団地として鉄筋コンクリートづくり3階建ての住宅を予定しているとのことでした。

建設戸数については、被災者を対象とした意向調査をもとに希望戸数を建設することにしており、現在までに行った第2次意向調査により杷木団地に50戸、頓田団地に30戸建設予定であります。最終的には7月実施予定の第3次意向調査により建設戸数を決定することでした。また、この建設戸数には去年の災害で全壊した公営住宅の松末団地、星丸団地の建てかえ分も含まれるとのことでした。

建設工期については、専門的知識を持った職員がいる福岡県と協定を締結することで、仮設住宅の入居期限内である平成31年7月31日までに事業完了を行うとのことでした。

本委員会としましては、市の災害対応に伴う技術職員の不足もあり、県と協定を締結することで仮設住宅入居期限内での事業完了を目指し、意向調査を踏まえ、被災者が早く安心して暮らせる住環境を整えられるよう事業実施を行うことを確認し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過と結論です。本会議におかれましても本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（中島秀樹君） 以上で、建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（建設経済常任委員長 鹿毛哲也君降壇）

○議長（中島秀樹君） それでは、第55号議案平成30年度朝倉市下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、第55号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第60号議案工事委託に関する協定の締結についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、第60号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第54号議案の審議を行います。

それでは、第54号議案平成30年度朝倉市一般会計補正予算(第1号)についてを議題とし、討論を行います。御意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、第54号議案は原案のとおり可決されました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前10時36分休憩

午前11時20分再開

○議長(中島秀樹君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

環境民生常任委員長。

○環境民生常任委員長(小島清人君) 先ほど御報告をいたしました環境民生常任委員長の報告の中で、第52号議案の報告について、再度訂正をお願い申し上げたいと思います。

訂正を行う内容、箇所といたしましては、報告におきまして次のように報告をさせていただきました。1点目に、平成30年4月からの国民健康保険の県単位化に伴い国民健康保険事業給付金という新たな仕組みに必要な条例の改正を行うものだというふうに第1回の訂正をさせていただいたところでございます。この報告の内容、箇所につきまして、た

だいま申し上げます中で「国民健康保険事業給付金」というふうに訂正をさせていただき
ましたものを「国民健康保険事業納付金」という内容に改めて訂正をさせていただきたい
と考えます。

以上、訂正を申し上げましておわびを申し上げたいと思います。まことに申しわけござ
いませんでした。

○議長（中島秀樹君） これより追加議案の上程を行います。

本日、市長より議案22件の送付を受けたほか、議会運営委員会より発議案1件が提出さ
れました。これを一括上程し、まず市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） 皆様方には連日の御審議まことにありがとうございます。

ただいまから、本日追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の概要を説明い
たしますのでよろしくお願い申し上げます。

第65号議案及び第66号議案の朝倉市教育委員会委員の任命につきましては、朝倉市教育
委員会委員に井手千章及び内藤主税を任命することについて、地方教育行政の組織及び運
営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

第67号議案朝倉市公平委員会委員の選任につきましては、朝倉市公平委員会委員に日野
佳弘を選任することについて、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を
求めるものであります。

第68号議案から第86号議案までの朝倉市農業委員会委員の任命につきましては、朝倉市
農業委員会委員に穴見義夫、後藤干城、手嶋和彦、畑和徳、武井正道、樋口博幸、手島博
行、原野道明、田中政則、樋口好澄、森山勝馬、手島信行、伊藤猛、藤原浩俊、田中武俊、
森部賢一、田中睦美、櫻木朝喜及び林新吾を任命することについて、農業委員会等に関す
る法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り御同
意いただきますようお願い申し上げます。

（市長降壇）

○議長（中島秀樹君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） お諮りいたします。発議案第1号については、提案理由の説明を
省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、提案理由の説明は終わりました。

議案考案のため、暫時休憩いたします。

午前11時25分休憩

午前11時26分再開

○議長（中島秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。第65号議案及び第66号議案の2件、第68号議案から第86号議案までの19件はそれぞれ関連がありますので、それぞれ一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第65号議案及び第66号議案、第68号議案から第86号議案までをそれぞれ一括議題といたします。

これより追加議案等の質疑を行います。質疑は申し合わせのとおり同一議題について3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第65号議案朝倉市教育委員会委員の任命について及び第66号議案朝倉市教育委員会委員の任命についての2件を一括して議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第67号議案朝倉市公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第68号議案朝倉市農業委員会委員の任命についてから第86号議案朝倉市農業委員会委員の任命についてまでの19件を一括して議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

お諮りいたします。発議案第1号については質疑を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、追加議案等の質疑は終わりました。

次に、追加議案等の委員会付託を行います。

お諮りいたします。第65号議案から第86号議案の22件については、会議規則第35条3項の規定により、発議案第1号については、会議規則第35条第2項の規定により委員会付託を省略し、直ちに本会議において議決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、第65号議案朝倉市教育委員会委員の任命について及び第66号議案朝倉市教育委員会委員の任命についての2件を議題とし、一括して討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

これより第65号議案及び第66号議案の2件を一括して採決いたします。第65号議案及び第66号議案の2件は原案のとおり全て同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第65号議案及び第66号議案の2件については原案のとおり全て同意されました。

次に、第67号議案朝倉市公平委員会委員の選任についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第67号議案は原案のとおり同意されました。

次に、第68号議案朝倉市農業委員会委員の任命についてから第86号議案朝倉市農業委員会委員の任命についてまでの19件を議題とし、一括して討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

これより第68号議案から第86号議案までの19件を一括して採決いたします。

第68号議案から第86号議案までの19件は原案のとおり全て同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第68号議案から第86号議案までの19件については、原案のとおり全て同意されました。

お諮りいたします。発議案第1号については、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、発議案第1号議員の派遣についてを議題とし、採決いたします。本件は原案

のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま可決された議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、朝倉市選挙管理委員の選挙を行います。本件は、地方自治法第182条の規定により行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りします。指名は議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、朝倉市選挙管理委員に吉田英雄氏、能登原卓氏、大内田賢氏、平川隆夫氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました4名を当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4名が朝倉市選挙管理委員に当選されました。

次に、朝倉市選挙管理委員補充員の選挙を行います。本件は、地方自治法第182条の規定により行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名は議長において指名することにしたいと思います。これに御異

議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、朝倉市選挙管理委員補充員に山崎正徳氏、渡邊哲雄氏、森潔氏、日野裕子氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました4名を当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4名が朝倉市選挙管理委員補充員に当選されました。

お諮りいたします。和田庄治議員から18日の本会議における一般質問中の質問の一部について、会議規則第62条の規定により不適切な発言との理由から取り消したいとの申し出がありました。取り消し申し出を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これにて平成30年第2回朝倉市議会定例会を閉会いたします。

午前11時37分閉会